

令和6年10月4日

「益田市(旧匹見町)」と「佐伯交通圏」の営業区域において 日本版ライドシェアを許可しました

～配車アプリを使わない日本版ライドシェアの導入は、中国地方“初”となります～

「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）」は、タクシー事業者の管理の下で、タクシーを補完する目的で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、タクシーが不足する曜日や時間帯において、有償で運送サービスを提供するものです。

都市部における日本版ライドシェアでは、利用の申込から配車の手配、運行から運賃決済までの一連の流れを、配車アプリを介して行うものが多いですが、日本版ライドシェアは配車アプリが普及していない地域でも導入可能な仕組みになっています。

今回、配車アプリを使わない日本版ライドシェアとして、「益田市(旧匹見町)」と「佐伯交通圏」の2か所の営業区域で許可を行いましたのでお知らせします。

配車アプリを使わない日本版ライドシェアとしては、中国地方では今回が初となります。

日本版ライドシェアは、今春のスタート以降、安全・安心を確保しつつ地域の移動の不足の解消につなげるため、雨天時や酷暑時、イベントへの対応等のより使いやすくするためのバージョンアップを行っています。

中国運輸局では、引き続き、日本版ライドシェアのさらなる活用の促進に向けて取り組んでまいります。

記

- 許可年月日：令和6年10月4日
- 許可権者：中国運輸局島根運輸支局長（益田市（旧匹見町）に係るもの）
中国運輸局広島運輸支局長（佐伯交通圏に係るもの）
- 許可を受けた営業区域、事業者名称、許可車両数、期間及び時間帯：

| 営業区域 | 事業者名称 ()は実施営業所名 | 許可 車両数 | 期間及び時間帯 |
|---------------------|---------------------|-----------|------------------------|
| <u>益田市(旧匹見町)</u> ※1 | 匹見タクシー(本店) | 1台 | 金曜日又は土曜日の 16時台～翌5時台 |
| <u>佐伯交通圏</u> ※2 | 有限会社津田交通(本社) | 1台 | |

※1 益田市(旧匹見町)とは

益田市のうち、平成16年11月1日合併の旧美濃郡匹見町の区域を指します。

※2 佐伯交通圏とは

廿日市市(平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町の区域に限る)、広島市(平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域に限る)の区域を指します。

【問合せ先】

中国運輸局自動車交通部旅客第二課 石井、小林、伊藤
電話：082-228-3450

- 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業を創設
- タクシー配車アプリデータ等を活用して、営業区域ごとにタクシーが不足する時期、時間帯及び不足車両数を特定



| | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0時 | 98% | 98% | 98% | 98% | 96% | 89% | 95% |
| 1時 | 98% | 98% | 98% | 97% | 87% | 67% | 96% |
| 2時 | 98% | 99% | 98% | 99% | 93% | 66% | 97% |
| 3時 | 98% | 98% | 98% | 98% | 97% | 70% | 97% |
| 4時 | 97% | 98% | 98% | 98% | 98% | 87% | 96% |
| 5時 | 97% | 97% | 97% | 98% | 96% | 95% | 92% |
| 6時 | 97% | 97% | 97% | 98% | 94% | 97% | 93% |
| 7時 | 88% | 91% | 94% | 94% | 91% | 98% | 96% |
| 8時 | 78% | 81% | 84% | 85% | 79% | 98% | 97% |
| 9時 | 85% | 85% | 90% | 88% | 85% | 97% | 95% |
| 10時 | 95% | 95% | 96% | 95% | 92% | 95% | 93% |
| 11時 | 97% | 97% | 97% | 97% | 93% | 94% | 89% |
| 12時 | 97% | 97% | 97% | 96% | 95% | 93% | 88% |
| 13時 | 97% | 98% | 97% | 97% | 97% | 94% | 91% |
| 14時 | 98% | 98% | 98% | 98% | 97% | 96% | 94% |
| 15時 | 98% | 98% | 98% | 98% | 97% | 96% | 95% |
| 16時 | 98% | 97% | 98% | 97% | 96% | 92% | 95% |
| 17時 | 95% | 93% | 94% | 92% | 87% | 85% | 92% |
| 18時 | 94% | 94% | 93% | 92% | 85% | 90% | 95% |
| 19時 | 97% | 97% | 97% | 97% | 95% | 93% | 95% |
| 20時 | 98% | 98% | 98% | 98% | 97% | 95% | 95% |
| 21時 | 98% | 98% | 98% | 98% | 97% | 96% | 96% |
| 22時 | 98% | 98% | 98% | 98% | 98% | 97% | 97% |
| 23時 | 98% | 98% | 98% | 98% | 97% | 97% | 98% |

1. アプリデータに基づき不足車両数を算定し、自家用車活用事業を行う地域

東京の例

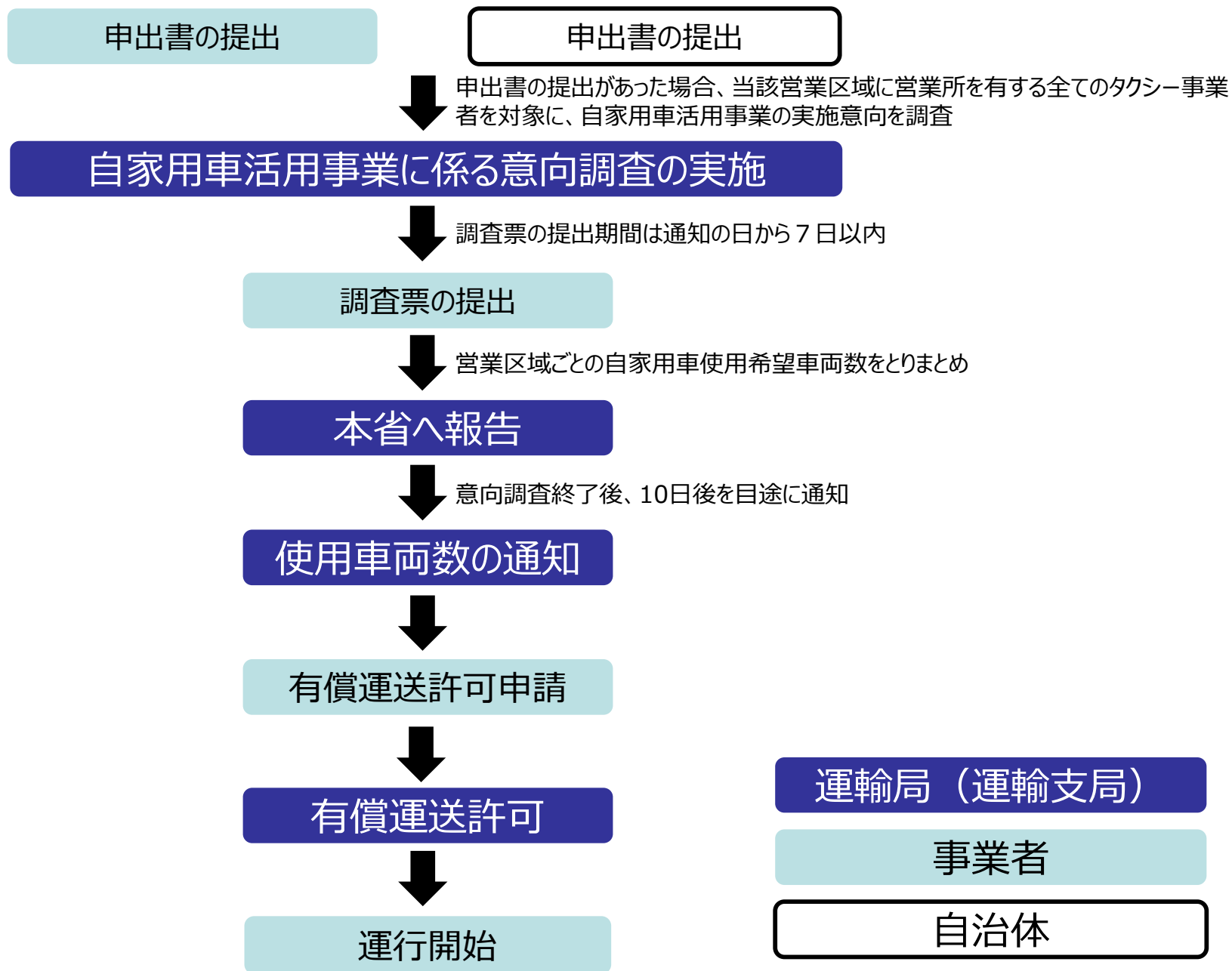
東京、横浜、名古屋、京都、札幌、仙台、さいたま、千葉、大阪、神戸、広島、福岡(12地域)

2. 1. 以外の地域

簡便な方法※により不足車両数を算定し、タクシー事業者に実施意向がある場合は、事業の実施が可能

※金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該地域のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす。

ただし、自治体が特定の曜日、時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合は、その内容を、不足する曜日、時間帯及び不足車両数とみなす。



【タイプ1(大都市部)】 広島交通圏

令和6年9月30日までに日本版ライドシェアの許可を受けたタクシー事業者数
(使用可能車両数)の内訳

月～木曜日の16時台～19時台に対して、18事業者(36台)
金・土曜日の16時台～翌3時台に対して、19事業者(81台)
日曜日の16時台～20時台に対して、16事業者(27台)

【参考】広島交通圏の法人タクシー事業者数69事業者、車両数2,623台(令和6年9月30日現在)

【タイプ2(大都市部以外)】 東広島市(東広島市及び三原市のうち広島空港の区域)

令和6年9月30日までに日本版ライドシェアの許可を受けたタクシー事業者数
(使用可能車両数)の内訳

金・土曜日の16時台～翌5時台に対して、1事業者(7台)

【参考】東広島市の法人タクシー事業者数17事業者、車両数260台(令和6年9月30日現在)

【タイプ2(大都市部以外)】 鳥取県 (ねんりんピック対応)

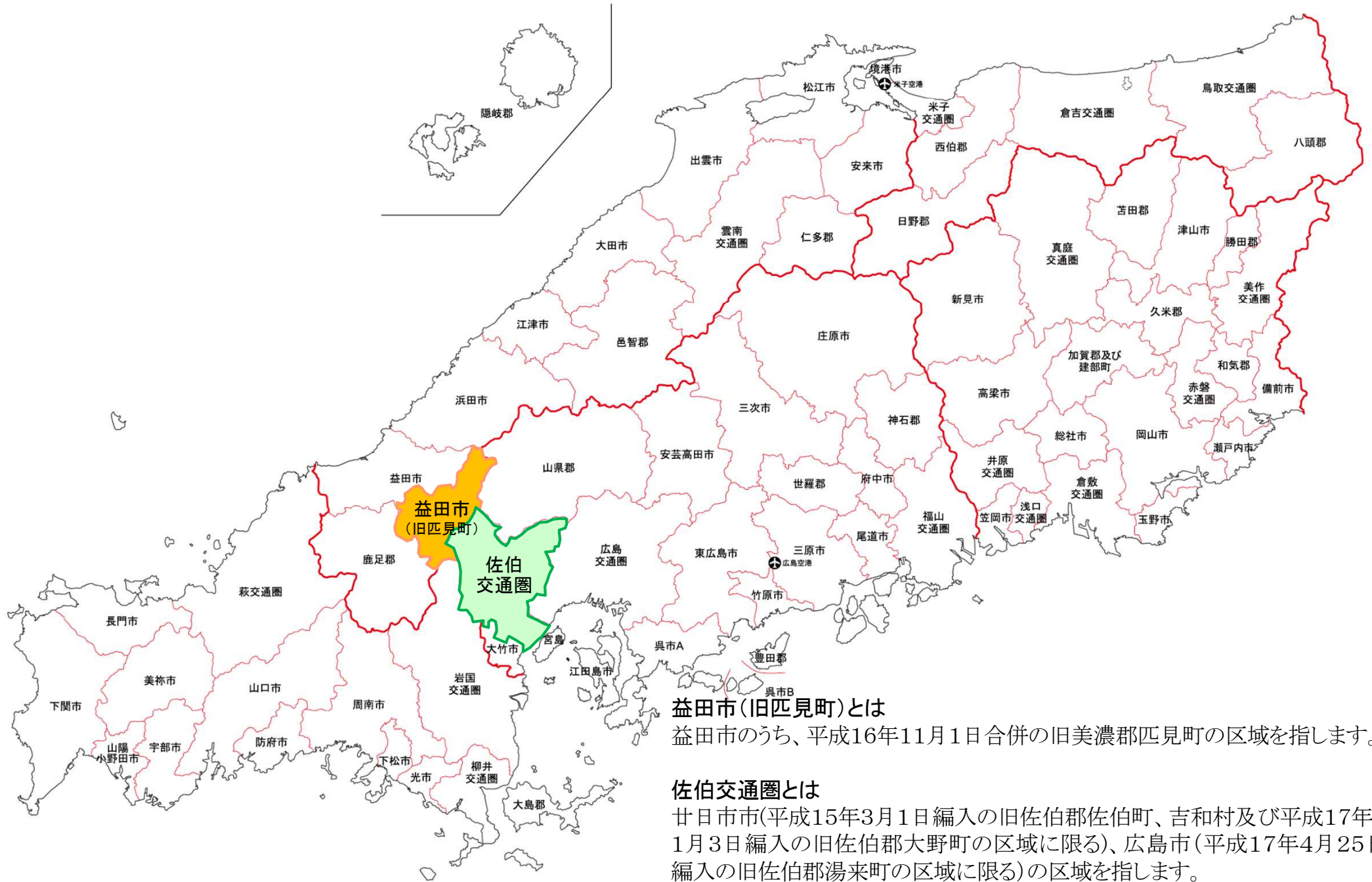
令和6年9月30日までに日本版ライドシェアの許可を受けたタクシー事業者数
(使用可能車両数)の内訳

- ・ 鳥取交通圏 4事業者 (20台)
- ・ 米子交通圏 4事業者 (20台)
- ・ 倉吉交通圏 2事業者 (20台)
- ・ 境港市 3事業者 (10台)
- ・ 八頭郡 3事業者 (5台)
- ・ 西伯郡 2事業者 (3台)

※ 不足時間帯：全区域共通で10月18日(金)16時～10月22日(火)24時

【参考】鳥取県内の法人タクシー事業者数25事業者、車両数538台(令和6年9月30日現在)


中国地方における法人タクシーの営業区域




配車アプリが普及していない地域での導入の促進

・ 配車アプリが普及していない地域でも、日本版ライドシェアを導入できるよう、ガイドラインを策定。

①ルート決定



タクシー事業者



利用者

電話受信

今から●●から▲▲までタクシーに乗りたいのですが。

タクシーが出払っているので、日本版ライドシェアでもいいですか。

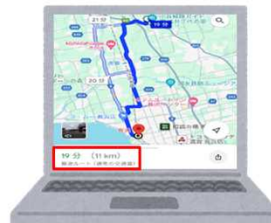
地図アプリで発着地を入力

ルート・距離の確認

最短ルートでのご案内でよろしいでしょうか。

②運賃額算出

決定したルートの距離



営業区域ごとの係数

※係数の設定のない営業区域は以下を活用

| 人口規模 | 係数 |
|-----------|------|
| 人口100万人以上 | 1.20 |
| 人口100万人未満 | 1.16 |
| 人口50万人未満 | 1.15 |
| 人口20万人未満 | 1.13 |

×

適用例

距離制運賃

3,000円

×


時間距離併用係数

1.15

=

事前確定運賃額

3,450円

 **現金支払いも可**

電話や現金支払いでも利用可能とすることにより、**地方部での普及**を促進。

配車依頼への対応



電話受信 ～ ルートの決定



事前確定運賃の算出



利用者への伝達



ドライバーへの伝達 ～ 運送サービスの提供

配車依頼への対応(電話受信～ルート決定)



タクシー事業者



利用者

電話受信

今から●●から▲▲まで
タクシーに乗りたいのですが。

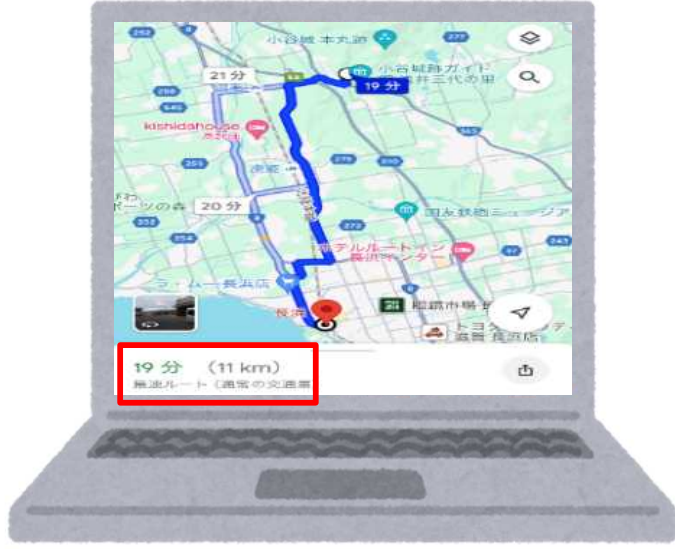
タクシーが出払っているので、日本
版ライドシェアでもいいですか。



地図アプリで発着地を入力



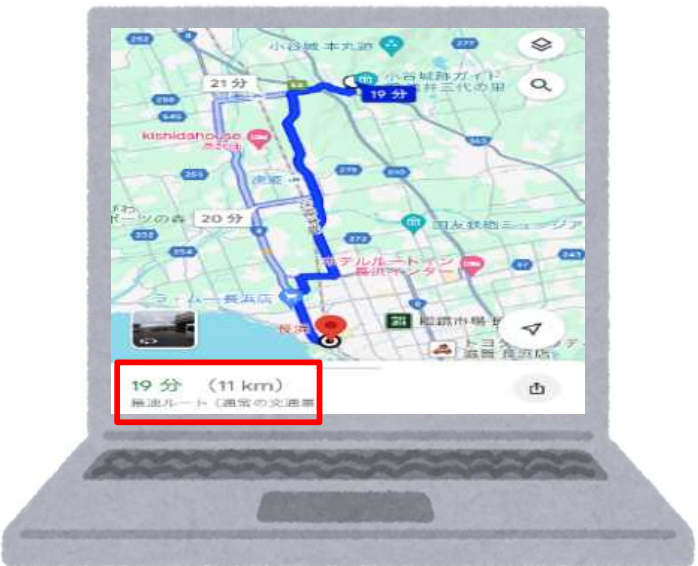
ルート・距離の確認



最短ルートでのご案内よろしいでしょうか。

配車依頼への対応(事前確定運賃の算出)

決定したルートでの距離



営業区域ごとの係数

※係数の設定のない営業区域は以下を活用

| 人口規模 | 係数 |
|-----------|------|
| 人口100万人以上 | 1.20 |
| 人口100万人未満 | 1.16 |
| 人口50万人未満 | 1.15 |
| 人口20万人未満 | 1.13 |



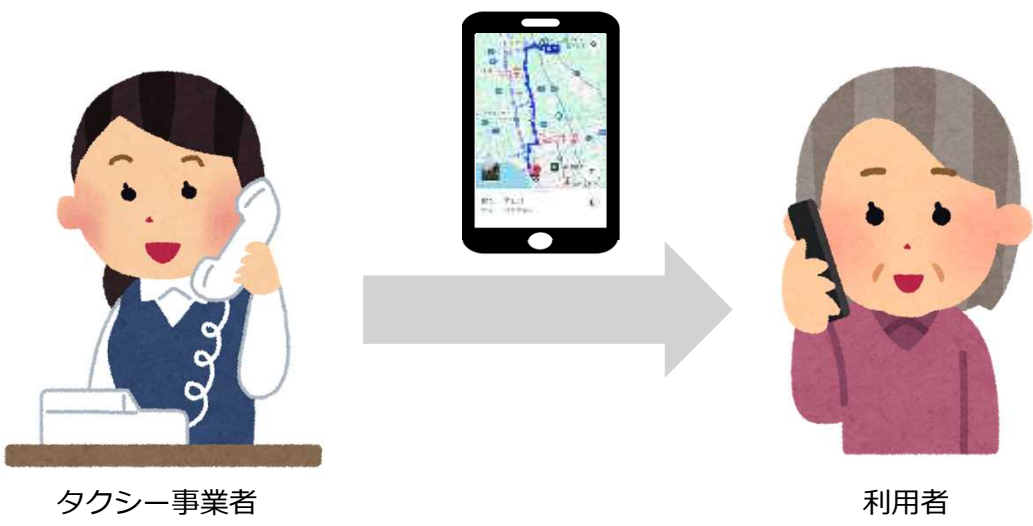
適用例



現金支払いも可

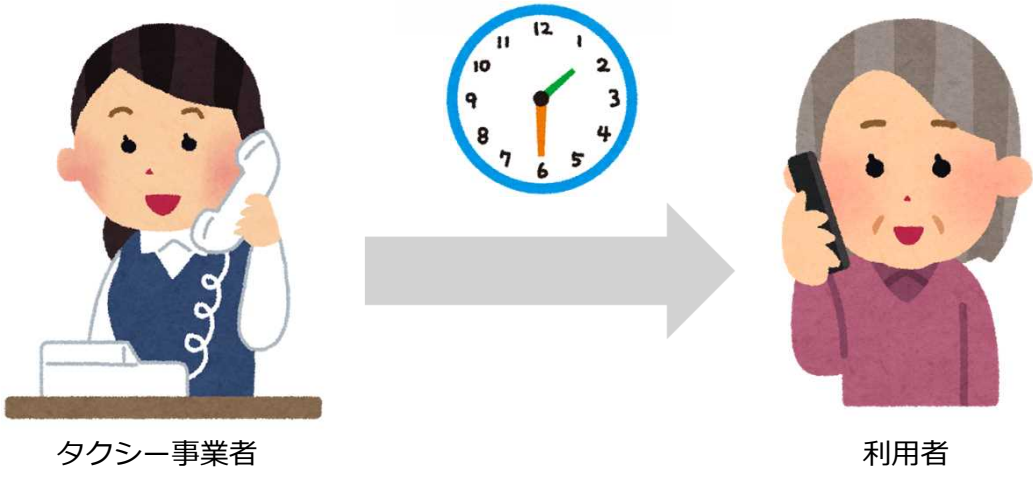
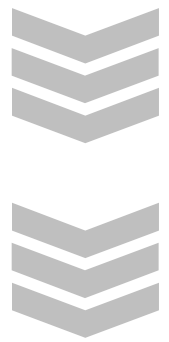
$$\begin{array}{l}
 \text{距離制運賃} \\
 \boxed{3,000\text{円}}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{時間距離併用係数} \\
 \boxed{1.15}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{事前確定運賃額} \\
 3,450\text{円}
 \end{array}$$

利用者への伝達



運行ルート・運賃額の確認

運行ルートと事前確定運賃で算出された運賃額を提示し、問題ないか確認する。



到着車両の詳細

到着する車両の詳細(車両番号等)及び到着までの所要時間を伝える(※)。

※空車状態(シフトに入っており、運送サービス提供中ではない状態)にある自家用車ドライバーがいない場合、登録ドライバーに配車可能かの確認を行うことも可能。

ドライバーへの伝達 ~ 運送サービスの提供



タクシー事業者



自家用車ドライバー



タクシー事業者



自家用車ドライバー



配車可能確認

- ✓ ○○市○○町付近に△分後配車可能ですか。
- ※登録しているドライバーに広く呼びかける段階では、個人情報の観点から発着地の詳細な住所(○○番地)までは言わない。



配車指示

- ✓ ルート(最短であること/有料道路の使用有無)
- ✓ 事前確定運賃の金額及び支払い方法を伝える。
- ※自家用車ドライバーは、可能な限り1. ①のルート決定に使用する地図アプリを活用して運行を行うことが望ましい。



運送サービス提供



運送サービス提供後

売上金は、管理タクシー事業者に引渡す。

【問合せ先】

中国運輸局自動車交通部旅客第二課

TEL: 082-228-3450 (担当：石井、小林、伊藤)